

【宅地耐震化推進事業に関するQ&A】

Q. 大規模盛土造成地マップを公表した目的は何ですか？

A. 市民の皆様に、大規模造成地が身近に存在するものであることを知っていただき、防災意識を高めてもらうことを目的としています。

Q. 大規模盛土造成地マップに示されている箇所は、危険だということですか？

A. マップは、大規模盛土造成地の概ねの位置を示したものであり、そこが危険というわけではありません。

Q. 大規模盛土造成地は何箇所あるのですか？

A. 市内全域で、132箇所あります。

Q. 大規模盛土造成地の区域内で宅地開発や建築を行う場合、特別な手続きや規制が生じますか？

A. 特別な手続きや規制はありません。

Q. 土地を売買する際に、大規模盛土造成地であることを、重要事項説明書に記載する必要がありますか？

A. 記載する必要はありません。